

## 東電原発事故後 11 年

—放射線防護に歴史的な逆流が！—

(放射線審議会が巨大規制値を法令に取り込もうとしている)

つなごう命の会 矢ヶ崎克馬

東電原発事故からやがて 11 年になります。放射線被曝を巡る問題ではいよいよ本格的な市民の人権切り捨ての施策が進もうとしています。

トリチウム他の汚染水の海洋投棄、強烈な放射能によりめど立たない「廃炉措置」、炉心は外界に直結し環境は継続的に汚染されていきます。小児甲状腺がんの検査縮小廃止が企てられています。それに加えて被曝防護の法令基準の改悪です。

### ① 放射線基準の法令化—ICRP 勧告の取り込み

日本の放射線障害防止の技術的基準は「放射線審議会」により調査審議されています。「国際放射線防護委員会（ICRP）や国際原子力機関（IAEA）等で国際的に合意された放射線防護の考え方を尊重し、放射線障害防止の技術的基準として規制に取り入れて」きました。

この放射線審議会が 2 月 18 日に開かれ、国際放射線防護委員会の東電事故を踏まえた ICRP2020 勧告を日本の法令に取り入れる作業が進んでいます。

「東電事故で 20mSv/年で規制されたが、健康被害は皆無であった」と言う認識の下に ICRP2020（ICRP146）が作成され、その勧告の下に放射線被曝基準の法令が改悪されようとしています。

### ② 東電事故の際何が行われたか

一法令をないがしろにした棄民施策と ICRP 勧告

放射線被曝下における人権の観点から、特記すべきは「日本住民」は法令に明記されている線量限度で保護されるべきところを、法令が無視されその 20 倍の 20mSv/年で規制されたことです。

国家が住民に対する約束を破り、国策・核産業の都合の良いやり方で棄民したというべきです。

IAEA が言う「古典的被曝防護」で強制移住される場合の「故郷の喪失」、逆に「高汚染地域での住民の居住・生産活動」などは巨大な問題ですが、その問題の対応施策とは独立に「住民被曝限度は 1mSv/年」という約束されている住民保護は、例えばチェルノブイリ法のように 1mSv/年以上の地域の住民には「避

難の自由」という人権に基づく権利を与え、避難者には生活/健康/財産を守る保護施策を実施するべきでした。

事故に際しての「原子力緊急事態宣言」での対応策については、憲法論議で「緊急事態条項」が云々される時勢ですが、ナチスドイツの例を見るまでもなく、最悪のケースが日本で 11 年前に住民の基本的人権を奪う施策として実施されたことに注目しなければなりません。

ここで、法令での 1mSv は以下の様なものです。

#### (法令)

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則、労働安全衛生法、電離放射線障害防止規則（電離則）、等（「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の規定に基づく線量限度等を定める告示によれば、「周辺監視区域」とは、「管理区域の周辺の区域であって、当該区域（「周辺監視区域」）の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が経済産業大臣の定める線量限度を超えるおそれのないものをいう（規則第 1 条）。」

その線量限度は（実効線量として）「一年間につき一ミリシーベルト（1mSv）」と定められている（告示第 3 条）。

#### (周辺監視区域)

周辺監視区域と管理区域・周辺監視区域とは、所持している核燃料物質から出てくる放射線による被ばく線量が、1 年間で 1 mSv を超えるおそれのある区域となります。 法令により核燃料物質使用者は、**一般公衆に対して、1 年間で 1 mSv を超える被ばくをさせてはならないと規制されています。**そのため周辺監視区域は、自らが立ち入りの管理ができる事業所の敷地内に設定するとともに、柵等によって制限することが求められます。 なお、周辺監視区域に 24 時間、365 日人が滞在し続けた場合の被ばく線量が、1 mSv を超えるおそれのあるものの、敷地の関係で区域を広げられない場合には、線源に対し追加の遮蔽を行う必要があります（原子力規制委員会）。

この 20mSv での規制について国際社会では大きな問題として日本政府に対して提言/勧告が為されています。

#### (国連)

##### 国連人権理事会：「普遍的定期的審査」

①グローバー勧告（2013/5）等々があります

「日本政府に対して、年間 1mSv 以上のすべての地域に居住する人びとに対する健康管理調査を実施することを求めるとともに、すべての避難者及び地域住民、とりわけ高齢者、子ども、妊婦などの社会的に脆弱な立場にある人が、メンタルヘルスの施設、必要品やサービスを利用できるようにすることを求めていた。また、避難区域、及び放射線の被ばく量の限度に関する国家の計画を、最新の科学的な証拠に基づき、リスク

対経済効果の立場ではなく、人権を基礎において策定し、年間被ばく線量を 1mSv 以下に低減すること」を勧告しています。

### 国連総会

- ① 2018 年には、日本政府に対し、オーストリア、ポルトガル、ドイツ、メキシコの 4ヶ国から勧告があり、3月の国連本会合で採択されました。いずれも東電福島事故における避難者や住民の住居や健康に関する権利を守るよう求めています。特にドイツの勧告では、年間 1 ミリシーベルトの線量限度に戻すことを明記しています。
- ② 2018 年 10 月 25 日に提出された有害物質と廃棄物に関する特別報告者バスクト・トゥンジャク氏による報告では、「許容可能と考えられていた放射線被ばくのレベルを 20 倍に引き上げた日本政府の決定は重大な問題であると述べ、特に、追加放射線による子どもの健康と福祉に対する重大な影響の可能性について強調している」。

### 子どもの権利委員会

- ① 避難対象区域における放射線への曝露〔の基準〕が、子どもにとってのリスク要因に関する国際的に受け入れられた知見と合致することを再確認すること。
- ② 避難指示区域以外の地域出身の避難者（とくに子ども）に対し、金銭的支援、住居支援、医療支援その他の支援を引き続き提供すること。
- ③ 放射線の影響を受けている福島県在住の子どもへの、医療サービスその他のサービスの提供を強化すること。
- ④ 放射線量が年間 1 ミリシーベルトを超える地域の子どもを対象として、包括的かつ長期的な健康診断を実施すること。

「リスク対経済効果の立場ではなく、人権を基礎において策定し、年間被ばく線量を 1mSv 以下に低減すること」は 1996 年の IAEA 会議「チェルノブイリ 10 年」で宣言された原発産業保護策「永久的に汚染された地域に住民を居住させ続ける」方針を批判するものです。

しかし、これらの勧告なし提言に対して、日本政府、則ち放射線審議会は一顧だにすることはありませんでした。

## 3 放射線被曝を巡る歴史的動向

一人権を重視する動きと「如何に被曝を受け入れさせるか」のせめぎ合い一ざつと歴史を見てみましょう。

### （1）人権に基づく放射線被曝規制値の歴史

この歴史は新しい科学的知見が現れる度に、厳しい規制を必要とする予防医学的・科学的認識を反映しています。

年	事項	制限値
1928 年	国際 X 線ラジウム防護委員会発足 耐容線量 人が少しも障害を受けずに長期間にわたり耐えうる X 線量 として	720mSv／年程度
1934 年	耐容線量の値  勧告 作業者 (1934 年) 、 (1935 年)	1 日当り 0.2R 約 2mSv/日=720mSv／年 「年間 500mSv」 「年間 250mSv」
1950 年	「国際放射線防護委員会 : ICRP」 と改称	最大許容線量 0.3R／週 = 162mSv／年
1956 年	ICRP1956 年勧告  作業者被曝線量限度	「年間 150mSv」
1958 年	1958 年勧告  作業者被曝線量限度	「年間 50mSv」
1985 年	ICRP 「パリ声明」  公衆制限線量率	「年間 1mSv」
1986 年	チエルノブイリ事故	
1987 年	イギリス放射線防護庁 (NRPB)	「年間 0.5mSv」
1991 年	チエルノブイリ法	「年間 1mSv」で防護
2001 年	ドイツ放射線防護令 (2016 年令で再確認)	「年間 0.3mSv」
2005 年	米国科学アカデミー (NAS)  医療被曝限度は	「年間 1mSv」 「年間 0.1mSv」
2010 年	欧州放射線リスク委員会 (ECRR)  勧告 (第 15・2 節)	「年間 0.1mSv」

表 1 放射線被曝限度値の変遷 健康被害の科学的認識に基づく

## (2) 如何に被曝を受け入れさせるか？

### —逆流の ICRP 歴史—

ICRP の歴史は第 2 次世界大戦後の反核兵器の世論に押された 1955 年の原則的立場の表明以外は、一貫した「如何に放射線被曝を合理付けて住民に許容させるか？」の歴史でした。

表 2 にその歴史を概観します。

年	哲学	内容
1955	原則的立場	可能な限り低く
1959	リスク受忍論	公益を生み出す事業を行うからにはある程度のリスクを我慢しなければならない
1966	リスク・ベネフィット論	原子力の応用により生じる利益を考え、リスクを容認しなければならない
1973	コスト・ベネフィット論	命の金勘定：発電のコストを考慮して住民保護がそれを上回らないように
1977	ICRP 防護三原則 <b>徹底した功利主義</b> 民主主義の原則に反する思想	正当化、最適化、線量限度 の導入 原発産業の搖るぎない経営のための功利主義哲学 <b>人権より原発維持と金儲け</b>
1996	IAEA会議 「チェルノブイリ事故後 10 年」  住民避難させず 保護せず	(Conclusionからの抜粋) ①通常、人々は日常生活の中でリスクを受け入れる準備ができている。彼らはそのような状況の中で専門家を信じており、当局の正当性に疑問を投げかけていない ②被曝を軽減してきた古典的放射線防護は複雑な社会的問題を解決するためには不十分である。住民が永久的に汚染された地域に住み続けることを前提に、心理学的な状況にも責任を持つ、新しい枠組みを作り上げねばならない
2007	ICRP2007 年勧告 <b>「永久的に汚染された地域に住み続けさせること」の条件化</b> <b>事故が起きたら</b> <b>100mSv/年まで OK</b> その後は 20mSv/年まで OK	「住民を避難させず、汚染地域に住み続けさせる」の具体化 被曝状況を 従来の「計画被曝状況に」加えて 「緊急時被曝状況」 20～100mSv 「現存被曝状況」 20mSv 以下 を追加し、 <b>「高汚染地域に住み続けさせる」への指針を提供</b> (何が「放射線防護だ！」核産業防護そのものではないか)

2011	<b>東電フクシマ事故</b> (原子力緊急事態宣言) 法令を無視：20mSv 適用（原子力ロビーに服従）	政府は国民と約束している（法令で定められている）1mSv を放棄し法令にない ICRP 勧告の 20mSv で規制。 1mSv での保護は何一つせず <b>人権より核産業（核抑止力）維持</b>
2020	ICRP2020 年勧告 ICRP146 <b>(東電フクシマ事故で健康被害はなかった)</b> 制限値から 1mSv を排除 限度値の巨大化	防護基準のさらなる改悪 職業人 5 年で 100mSv ⇒ 100mSv (5 年を撤去) 一般公衆 事実上の 1mSv の撤回 <b>1~20 mSv/年のバンドの下方部分下半分から選択すべきとし、徐々にバンドの下端に向かって低減する</b>
放射線審議会 2022/2/18	ICRP 勧告を国内法令に取り入れようとしている	ICRP146に従って 法令を改めることを準備 国内法の大改悪

表 2 ICRP 「放射線を如何にして受け入れさせるか？」の一貫した原発推進養護哲学

- (1) リスク受忍論、リスク・ベネフィット論、コスト・ベネフィット論を経て、防護三原則に到達するほぼ功利主義哲学深化の 20 年間。
- (2) チェルノブイリ事故後 IAEA 会議を経て ICRP2007 勧告に至る被曝設計自体を大逆行させるほぼ 20 年間。
- (3) 東電フクシマ事故後、国内法無視で 20mSv/年を適用し、「20mSv の規制基準で「健康被害は出なかった」とする虚偽の認識で、ICRP 基準を大改悪しようとする 10 年間。

という

IAEA, ICRP の「国際原子力ロビー」の世紀的暗躍：被曝に関する人権の切り捨ての歴史を認識していただきたいものです。

残念ながら、この様な歴史的状況を日本市民に向けて警告を発してくれる原子力ムラの「専門家」は皆無でした。

私たちは犠牲者が出て初めてこの重大さを知る状況が続いています。

2011 年以降の死亡者の異常増は矢ヶ崎克馬「放射線被曝の隠蔽と科学」（緑風出版、2021）等で既に報告しました。

65 才以上人口は 2011 年を挟んでほぼ直線的に増加し、急激な増加はなく、高

齢化による突然の死亡率の変化は期待できません。

年齢調整死亡率での 2011 年以降死亡が増加したと考えられる疾患は、死亡総数（異常増加死亡率：女>男）、悪性腫瘍（女>男）、肝疾患（2017 年以降）、気管支炎肺気腫（女>男）、結核（女<男）、高血圧（女>男）、心疾患除高血圧、脳血管疾患（女>男）、老衰（女<男）、喘息等であった。老衰を除いて他の疾患の死亡率は全て男性が高かった。

なお、交通事故（2015 年以降）（女<男）も増加が確認され、2011 年の不慮の死は、数は男女あまり差がないが、異常増加死亡率は女性が明瞭に高かった。フクシマ県民健康調査検討委員会の「小児甲状腺がん」の解析は、「なんとかして放射線と関係がないように見せることができるデータ作り」をしていると特徴付けられる（矢ヶ崎克馬資料：資料請求は [yagasaki888@gmail.com](mailto:yagasaki888@gmail.com) まで）。

事故後 11 年、ICRP 勧告を法令に取り込むことによるさらなる人権の切り捨てを阻止することが肝要であると思います。憲法改悪との絡みもあって、重要な局面を迎えていきます。

（2022 年 2 月 22 日 つなごう命の会 矢ヶ崎克馬）

### 通算 50 回

つなごう命 ゆんたく学習会

3 月 19 日（土）16：00～約 2 時間

話題提供：東電事故 11 年—基本的人権と放射線被曝防護

ご参加には [phoenix.pmy@gmail.com](mailto:phoenix.pmy@gmail.com) まで事前にご連絡ください。

矢ヶ崎克馬著：「放射線被曝の隠蔽と科学」

著者割引 送料込みで 3200 円 （税込み価格は 3520 円）

申し込みは [yagasaki888@gmail.com](mailto:yagasaki888@gmail.com) まで